

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)の対象者です！

1. 支給対象者

■ 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。

▶ 振込日：**令和4年5月31日(火)**

令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込み

【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、ホームページから受給拒否届出書をダウンロードし、令和4年5月24日(火)17時までに子育て支援課へご提出ください。

※ 児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約している、名義を変更している等の場合は振込指定口座の変更手続きをしてください。

「問い合わせ先」

■ 丸亀市役所

「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)」窓口

TEL : 0877-24-8808

FAX : 0877-35-8894



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。